

保険手続等における改元対応について

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月1日の改元をうけ、保険手続やお客さまにお届けする保険証券の元号表示等につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 保険申込書・変更届出書等による保険手続

(1) 4月30日までのお手続きについて

新元号公表の前後にかかわらず、本年4月30日までは、新元号となる5月1日以降の日付についても「平成」にて保険手続を行わせていただきます。

(2) 5月1日以降のお手続きについて

5月1日以降は、原則、新元号にて保険手続を行わせていただきます。

既に「平成」の元号が印刷されている保険申込書・変更届出書等を使用する場合は、元号表示を新元号に訂正、もしくは「平成」のまま使用させていただきます。

なお、改元後の5月1日以降に「平成」の表示にて保険手続を行った場合も、保険手続は有効であり、保険の効果も変わりありません。

2. 保険証券・変更確認書等の元号表示

(1) 4月30日までに発行する保険証券等について

新元号公表の前後にかかわらず、本年4月30日までは、「平成」表示にて作成いたします。

<例> 保険期間 : 平成31年5月1日 から 平成32年5月1日 1年間

なお、「平成」表示の保険証券・変更確認書等についても、保険手続は有効に成立しており、改元後の5月1日以降も保険契約として有効です。

(2) 5月1日以降に発行する保険証券等について

5月1日以降は、「新元号」表示にて作成いたします。

<例> 保険期間 : 新元号1年5月1日 から 新元号2年5月1日 1年間

3. 満期のご案内、ご契約内容のお知らせ等の元号表示

お客さまにお届けする満期のご案内、ご契約内容のお知らせ等の元号表示につきましては、作成時期により、新元号となる5月1日以降の日付についても「平成」表示で作成し、お届けする場合があります。

4. 改元関連のよくあるお問い合わせ

No	ご質問	ご回答
1	2019年5月以降も、「平成」表示の保険申込書・変更届出書で手続をしても契約手続は有効ですか？	はい、ご契約手続は有効です。元号の変更によって契約手続に影響を及ぼすことはありません。
2	2019年5月以降も、「平成」表示の保険証券・変更確認書・自賠責保険証明書は有効ですか？	はい、保険証券・変更確認書・自賠責保険証明書は有効です。元号の変更によって契約内容に影響を及ぼすことはありません。
3	新元号表示の申込書を新元号公表後すぐに使用したいのですが可能ですか？	新元号表示の申込書類をご用意するまでに一定のお時間をいただきます。
4	「平成」表示の保険申込書の旧元号を新元号に訂正する場合、訂正署名（訂正印）は必要ですか？	訂正前後が同一年の場合、訂正署名（訂正印）は不要です。 <例> 訂正前 平成31年5月1日 訂正後 平成31 〇〇（新元号）1年5月1日 ※訂正前後は、ともに西暦2019年になりますので訂正署名（訂正印）は不要です。
5	保険証券は、「〇〇（新元号）元年」「〇〇（新元号）1年」のいずれで表示されますか？	「〇〇（新元号）1年」で表示します。
6	手続にあたり確認書類の提出を求められていますが、5月以降の日付が「平成」で表示された確認書類でも有効ですか？ <例>運転免許証の有効期限、 車検証の車検満了日	はい、確認書類として有効です。
7	原動機付自転車等の自動車に貼付している自賠責保険標章（ステッカー）が、「平成」用（例 31年）です。改元後もこのまま使用しても有効ですか？	はい、自賠責保険標章（ステッカー）は有効です。

以上